

Ⅲ 「京都府歯と口の健康づくり基本計画」評価

1 「京都府歯と口の健康づくり基本計画」の概要

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、京都府歯と口の健康づくり推進条例（平成24年京都府条例第67号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口の健康づくりに関する基本的な計画として策定。

(2) 計画期間

「京都府保健医療計画」と整合性を図るため、平成26年度から29年度までとします。

(3) 計画の構成

1) 歯と口の健康づくりに関する基本方針

- ① 歯と口の健康づくりを通じ、府民の健康の保持・増進を図ります。
- ② 個人や地域・職域に対し、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患の早期発見・早期治療を促進します。
- ③ ライフステージの特性に応じた歯と口の健康づくりの取組を推進します。
- ④ 全ての府民が適切かつ効果的な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるよう、人材育成など環境整備を推進します。
- ⑤ 行政機関をはじめ関係団体と連携し、総合的かつ計画的に歯と口の健康づくりの取組を推進します。

2) ライフステージの特性を踏まえた施策の実施

- ① 乳幼児期・学齢期
 - ・フッ化物塗布・洗口等によるむし歯予防を推進します。
 - ・学校等における歯科口腔保健指導を推進します。
- ② 成人期・高齢期
 - ・地域・職域における歯科検診や口腔保健指導の取組を推進します。
 - ・歯科疾患予防のため、歯周病と糖尿病の関連性等に関する知識の普及啓発を推進します。
 - ・口腔機能の維持・向上による介護予防を推進します。
- ③ 障がい者・介護を必要とする者
 - ・障がい者や在宅療養者、介護施設・社会福祉施設等の通所者・入所者などに対する在宅歯科医療、障がい者歯科及び口腔ケアの充実を図るとともに、人材の育成、口腔機能の維持向上の必要性の啓発等を推進します。
 - ・医療、保健、福祉の連携を推進します。
 - ・北部地域における障がい者の歯科診療を専門的・集中的に行うため、北部障がい者歯科診療拠点を整備します。

④ 全ての年齢層

- ・ 歯と口の健康づくりに関する情報の提供や知識の普及啓発を推進します。
- ・ 歯科検診の受診を促進します。
- ・ 各ライフステージに応じた食育を推進します。

3) 歯と口の健康づくりの推進のための環境整備等に関する施策の実施

① 人材育成等

歯科医療等業務従事者に対する研修の充実を図るとともに、人材育成のための体制づくりなど環境整備を推進します。

② 歯科と医科・調剤等との連携の推進

がんや糖尿病等の生活習慣病患者の歯周疾患予防や治療にあたり、歯科と医科・調剤等の連携をはじめ、多職種連携を推進します。

③ 災害時における歯科口腔保健のための体制整備

災害時における歯と口の健康の保持のため、人材育成等、速やかに口腔ケア等の対応が行える体制の整備を推進します。

④ 口腔保健支援センターの設置

歯科と医科・調剤等との連携の推進、障がい者の歯科口腔保健医療の充実に向けた支援等の中核となる口腔保健支援センターを設置します。

⑤ 府民歯科保健実態調査

歯と口の健康づくりを推進するための指標を適切に評価するため、おおむね5年ごとに府民歯科保健実態調査を実施します。

⑥ 府民運動の推進

「よい歯の日」、「歯と口の健康週間」、「いい歯の日記念週間」を設け、歯と口の健康づくりについて、府民の関心と理解を深めます。

4) 計画の推進体制と進行管理

計画の推進に当たっては、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育などの施策や取組との適切かつ効果的な連携を図るため、行政機関、関係団体、学識経験者等からなる「京都歯と口の健康づくり推進府民会議」を設置し、毎年度、計画の進行管理を行います。

2 平成28年度京都府民歯科保健実態調査からみる歯科口腔保健の現状

歯と口の健康づくりに関する主な目標 目 標 項 目	京都府			
	前回調査※	調査結果		目標値
	平成23年度	平成28年度	評価	平成29年度
<成人期>				
20歳以上で定期的（過去1年間）に歯科検診を受けている者の割合の増加	44.3%	53.7%	○	55%以上
20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	23.0%	28.9%	▽	20%以下
40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	41.3%	44.4%	▽	30%以下
40歳（35～44歳）で喪失歯のない者の割合の増加	62.2%	71.6%	◎	70%以上
60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	61.5%	61.0%	△	70%以上
60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	62.9%	55.8%	○	55%以下
60歳（55～64歳）で24本以上の歯を有する者の割合の増加	69.9%	73.3%	○	75%以上
<高齢期>				
80歳（75～84歳）で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	49.7%	58.3%	◎	55%以上

※前回調査は、平成23年度京都府民歯科保健実態調査の統計値
調査結果は、平成28年度京都府民歯科保健実態調査の統計値

【目標達成状況】

◎：達成
○：改善傾向
△：現状維持
▽：悪化傾向

【考察】

（1）定期的な歯科健診の受診について

●20歳以上で定期的に歯科健診を受けている者の割合は53.7%に増加しており、前回調査の44.3%と比較して、9.4%の改善が認められた。

成人層に対する歯周病予防啓発事業等における歯科健診の受診勧奨や市町村における歯科健診の実施等により、定期的な歯科健診を受ける者が増加している。また、約8割がかかりつけ歯科医をもっており、定期的な歯科健診を受ける者が増加していると考えられる。

（2）歯肉の状況について

●20歳代で歯肉に所見を有する者の割合は28.9%、前回調査の23.0%と比較して5.9%悪化していた。

また、20歳代では、7割近くの者に未処置歯が認められた。不規則な生活になりやすい若年層に対して、歯磨き、食育、生活習慣の改善などを啓発する必要がある。

●40歳代における進行した歯周炎（CPIコード3または4）を有する者も割合は44.4%、前回調査の41.3%と比較して、3.1%悪化していた。また、60歳代における進行した歯周炎を有する者も割合は55.8%、前回調査の62.9%と比較して、7.1%の改善が認められた。

進行した歯周炎を有する者の治療状況は、57.0%が治療中、30.1%が未治療であった。

進行した歯周炎は、40歳代では悪化、60歳代では改善がみられており、歯周炎が進行する前の30歳代頃からの歯周病予防と生涯を通じた重症化予防が重要である。

CPIコード0～4の分布については、0（健全）：10.7%、1（歯肉出血）：9.4%、2（歯石）：30.2%、3（歯周ポケット4～5mm）：32.2%、4（歯周ポケット6mm以上）：15.7%であり、前回調査とほぼ同様であった。

（3）喪失歯について

●40歳で喪失歯のない者の割合は71.6%、前回調査の62.2%と比較して、9.4%の改善が認められ、目標を達成していた。

歯間清掃補助用具を使用している者の割合は約60%であり、前回調査の約55%と比較すると、5%の改善が認められた。歯間清掃用具の使用の増加により、喪失歯が減少していると考えられる。

（4）咀嚼の状況について

●60歳代における咀嚼良好者の割合は61.0%、前回調査の61.5%と比較して、ほぼ横ばいであった。

（5）現在歯数について

●60歳（55～64歳）で24本以上歯を有する者の割合は73.3%に増加しており、前回調査の69.9%と比較して、3.4%の改善が認められた。厚生労働大臣告示の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」では、目標値は70%（H34）に設定されており、京都府は73.3%（H28）であり目標は達成しているが、京都府では目標値を75%に上方修正しているため、目標達成には至らなかった。

●80歳（75～84歳）で20本以上歯を有する者の割合は58.3%に増加しており、前回調査の49.7%と比較して、8.6%の改善が認められ、目標を達成していた。

高齢者の現在歯数は増加しており、80歳以上の一人平均現在歯数は16.4本であり、前回調査の11.3本と比較すると、約5本増加していた。8020運動の効果が認められた。

（6）現在歯数と既往歴・現病歴のある基礎疾患との関係について

●現在歯数と既往歴・現病歴のある基礎疾患との関係では、高血圧症、糖尿病、心臓病、がん、脳卒中では、現在歯数が23本以下のほうが多く、これらの疾患と歯の喪失には関連があることが窺えた。

（7）歯科保健に関する知識について

●たばこや糖尿病と歯周病の関係や口腔ケアと誤嚥性肺炎予防の関係などの歯科口腔保健に関する知識の普及については、「知っている」と回答した者が6～7%増加していたが、2～3割程度であり、さらなる普及が必要である。

Ⅳ 平成28年度京都府民歯科保健実態調査検討会設置要領

1 目的

歯科医療等の専門職、疫学的分析の有識者、地域で事業に携わる行政関係者により、調査の実施方法を検討するとともに、調査結果について分析を行い、「京都歯と口の健康づくり基本計画」、「京都府保健医療計画」、「きょうと健やか21（第二次）」の評価と併せて、今後の府の歯科保健対策について検討する。

2 委員構成

(1) 歯科関係団体

天野 浩（一般社団法人京都府歯科医師会）

吉本 美枝（公益社団法人京都府歯科衛生士会）

(2) 教育機関

金村 成智（京都府立医科大学大学院医学研究科歯科口腔科学）

(3) 行政関係

迫田 真由美（舞鶴市健康・子ども部健康づくり課）

藤田 むつみ（京丹波町保健福祉課）

時田 和彦（山城南保健所長）

渡邊 能行（健康福祉部保健医療対策監）

3 事務局

事務局は、健康対策課におく。

4 内容

(1) 調査方法の検討

目的、調査対象・人数、調査項目と様式（①口腔診査票、②アンケート調査）等

(2) 調査方法の見直し（必要時）

(3) 調査結果の分析と今後の方向性の検討

(4) 「京都歯と口の健康づくり基本計画」の最終評価

5 スケジュール

時期・場所		検 討 内 容
平成28年7月7日 御所西 平安ホテル	第1回検討会	・調査方法 目的、調査対象・人数、調査項目と様式 （①口腔診査票、②アンケート調査）等
時期未定	第2回検討会	・調査進捗状況、調査方法の見直し 等 （必要に応じ）
		・調査結果の分析、今後の歯科保健対策の 方向性 等

V 調査の実施

この調査は、歯科医師が受診者の口腔内の状態を次に掲げる診査基準に基づき診査し、その結果について調査票記入方法の定めるところにより作成する。

1 診査基準

<1>現在歯

- (1) 現在歯とは、歯の全部又は一部が口腔に現れているものをいい、①健全歯、②未処置歯、③処置歯の3種に分類する。
- (2) 過剰歯は含めないこととし、癒合歯は1歯として取り扱い、その場合の歯種名は上位歯種名をもってこれにあてる。
- (3) 乳歯は診査対象としない。
- (4) 現在歯の診査は、視診を原則とするが、十分な照明が得られない等の診査環境の場合には、レジン充填等の確認などに際し、便宜歯科用探針を用いること。

① 健全歯

- a 健全歯とは、う蝕あるいは歯科的処置の認められないもの（以下に記す未処置歯及び処置歯の項に該当しないもの）をいう。
- b 咬耗、摩耗、着色、斑状歯、外傷、酸触症、発育不全、歯周炎、形態異常、エナメル質形成不全等の歯であっても、それとう蝕のないものは、健全歯とする。

(注) 歯質の変化がなく、単に小窩裂溝の内容物だけが黒褐色に着色しているもの、平滑面で表面的に淡褐色の着色を認めるが歯質は透明で滑沢なもの、エナメル質形成不全と考えられるものなどは、すべて健全歯とする。

- 健全歯のうち、脱灰、再石灰化等に関連し白濁、白斑、着色部が認められる歯は、白濁・白斑・着色歯とする。

(注) 白濁・白斑・着色歯にはテトラサイクリン、ニコチン、金属、外来性色素等による着色等は含まないものとする。

- 予防填塞（フィッシャー・シーラント）の施してある歯は、原則は健全歯とする。

(注) 可能な限り問診してう蝕のない歯に予防填塞を施したものは健全歯とするが、明らかにう蝕のあった歯に填塞したものは処置歯とする。

(注) 予防填塞と処置歯との鑑別を行う場合、一般的には予防填塞はレジン充填に比べ

- ・色調が異なること
- ・填塞物の辺縁の形態が裂溝状で細く、不揃いなこと
- ・填塞物表面の粗ざう感が少ないことが多いことを考慮する。

② 未処置歯

未処置歯は、う蝕1度～4度のすべてをCとする。

- a う蝕1度 (C₁) : エナメル質に限局したう窩の形成が認められるう蝕をいう。
- b う蝕2度 (C₂) : う蝕1度よりも進行し、病変が象牙質まで達しているが、歯髄には到達していないものをいう。
 - i) 歯冠部では、罹患象牙質が認められるもの、又はう窩が象牙質に達していることが認められるもの。
 - ii) 隣接面ではう窩を確認しなくても、罹患象牙質の存在がエナメル質を介して透視されたもの。
 - iii) 軟化象牙質の存在が触診される根面う蝕。
- c う蝕3度 (C₃) : う蝕2度よりもさらに進行した状態で、歯髄まで病変が波及しているもの、又はそれ以上に病変が進行しているものをいう。
- d う蝕4度 (C₄) : う蝕の進行が著しく、抜去を要するものをいう。

- (注) 1 同一歯の2か所以上にう蝕のある場合には、病状の進んでいる方をとること。
- 2 フッ化ジアンミン銀 (サホライド) のみを塗布したと考えられる歯は未処置歯とする。
- 3 治療途中の歯や二次う蝕のある処置歯は、未処置歯とする。

③ 処置歯

- a 処置歯とは歯の一部又は全部に充填、クラウン (3/4冠、4/5冠を含む) 等を施しているものをいう。
充填には、セメント充填、レジン充填、アマルガム充填、ポーセレンインレー、合金 (インレー及びアンレー) 等により、充填又は一部歯冠修復しているものをいう。
- b 歯周炎の固定装置、矯正装置、矯正後の保定装置、保険装置及び骨折副木装置は含まれない。
- c 治療が完了していない歯、並びに処置歯でも二次的う蝕又は他の歯面等で未処置う蝕が認められる場合は、未処置歯として取り扱う。
- d 予防填塞 (フィッシャー・シーラント) の施してある歯については、可能な限り問診してう蝕のない歯に予防填塞を施したものは健全歯とするが、明らかにう蝕のあった歯に填塞したものは処置歯とする。
- e 根面板は処置歯とする。
- f 架工義歯の支台歯は処置歯とする。

④ 喪失歯

抜去又は脱落により喪失した永久歯をいう。ただし、智歯は含めない。

(注) インプラントは喪失歯とする。

⑤ 欠損補綴歯

喪失した永久歯の欠損を、義歯あるいはインプラント等により補綴されているものをいう。

<2>補綴の状況

永久歯の欠損部における補綴物装着の有無を診査する。補綴物は架工義歯、部分床義歯、全部床義歯及びインプラントに分類する。インプラントは見落としやすいので問診にて確認する。部分床義歯及び全部床義歯は日常使用しているものであれば、診査時に装着していなくてもよい。又、一部破損していたりあるいは欠損部の状況と一致していないものは装着していないものとする。

<3>歯周疾患の状況

CPI (Community Periodontal Index : 地域歯周疾患指数) を行う。WHOプローブを各被診査歯 ($\frac{761}{76} + \frac{67}{167}$) の歯周ポケットまたはサルカスに挿入し、ポケットの深さ、歯肉縁下歯石やプロービング時の出血の有無を診査し、CPIコードを記入する。さらにCPIコードの最大値を記入する。

プロービングは、WHOプローブ先端の球を歯の表面に沿って滑らせる程度の軽い力 (25g程度) で操作し、遠心の接触点直下から、やさしく上下に動かしながら近心接触点直下まで移動させる。

同類、同側の第1、第2大臼歯については、両歯をプロービングし、両歯の最高点を記入する。

対象中切歯の欠損により診査が不可能な際は、反対側同名歯を診査する。

<CPIコード>

0 : 健康な歯肉の状態

1 : 歯肉出血

(プロービング後、10~30秒以内に出血がみられる)

2 : 歯石

(歯周ポケットはないが、歯肉縁下又は臨床歯冠上に歯石がある)

3 : 歯周ポケットの深さが4~5mm

(WHOプローブの黒い部分が歯肉縁にかかっている)

4 : 歯周ポケットの深さが6mm以上

(WHOプローブの黒い部分がみえない)

X : 診査対象外

(診査対象歯が欠損の場合)

また、視診により歯肉の状況を、A 異常なし、B 歯石あり、C 歯肉出血あり、D 歯周炎ありの4種に分類する。(B~Dについては重複判定あり)

A 異常なし : B~Dの所見がすべて認められないものをいう。

B 歯石あり : 歯石の沈着が認められるものをいう。

C 歯肉出血あり : 歯肉に発赤、腫脹、出血などが認められるものをいう。

D 歯周炎あり : 上記に加え、根の露出、歯の動揺、排膿があり、病的な

歯周ポケットの形成が疑われ、歯周炎と認められるものをいう。

＜歯周炎ありの場合＞

現在、歯周炎の治療を受けているか否かを問診する。

ア 治療中 : 現在治療を受けている。

イ 未治療 : 治療を受けていない。

＜4＞口腔清掃状況

視診により、口腔清掃の状態を1 良好、2 普通、3 不良に分類する。

1 良好 : 全顎的にプラークや食物残渣がみられない。

2 普通 : 一部にプラークや食物残渣の付着がみられる。

3 不良 : 全顎的にプラークや食物残渣がみられる。

＜5＞顎関節の異常

問診、触診により、顎関節の異常を診査する。

顎関節の痛み、音(クリッキング等)、開口障害、だるさを感じるの4つの症状について診査する。

＜6＞既往歴・現病歴

既往歴・現病歴について問診する。

- | | |
|----------|--------------|
| 1 心臓病 | 2 胃炎・胃潰瘍 |
| 3 糖尿病 | 4 脳卒中 |
| 5 高血圧症 | 6 がん |
| 7 肥満症 | 8 口腔乾燥症 |
| 9 自己免疫疾患 | 10 メタボリック症候群 |
| 11 特になし | |

2 調査票記入方法(14ページの記入例を参照)

調査票の調査日、実施機関名、市町村コード、性別、出生年月等の口腔診査前に記入が可能な部分は、受診者又は調査員(歯科医師又は診査補助者)が事前記入し、口腔診査の結果は、調査員が記入する。

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 調査日 | 調査の実施日を記入する。 |
| (2) 実施機関
(診査者)名 | 診査を行った機関名、事業名を記入する(事前記入可)。
〔記入例〕××市××町
○○歯科医院 △△ △△(氏名) |
| (3) 市町村番号
(2桁) | 受診者の在住市町村名を別紙の市町村コード表(18ページ)を参考に記入する。 |

(4) 整理番号

所定の健診機関コード番号（上1桁）と受診者番号（下4桁）を記入する（事務局にて事前記入）。

<健診機関コード番号>

- 1：歯科医院
- 2：歯のひろば
- 3：市町村
- 4：保健所
- 5：その他

<受診者番号>

受診者番号は連番とする。

※口腔診査票の整理番号欄が空白の場合は、「歯科に関するアンケート」調査票の整理番号と同じ番号を必ず記入する。

〔記入例〕 A 歯科医院(実施機関コード番号1)の648人目の受診者の場合 | 1 | - | 0648 |

(5) 性別

受診者の性別について、該当する番号に○印をつける。

(6) 出生年月

受診者の出生年月について、出生した元号に○印をつけ、出生年月を記入する。

(7) 歯の状況

それぞれの歯について、該当する事項を次の記号を用いて表に記入する。

- ・ 健全歯 : /
- ・ 未処置歯 : C
- ・ 処置歯 : ○
- ・ 喪失歯 : △ (智歯を除いた永久歯のみ)
- ・ 欠損補綴歯 : ⊕

歯の状況を上記のとおり分類し、各歯数を記入する。

(8) 欠損補綴の状況

架橋義歯、部分床義歯、全部床義歯、インプラントの装着状況について、上下顎別に該当する箇所に○印をつける。
欠損部に補綴物の装着がない場合は「未補綴部あり」の欄に○印をつける。

(9) 歯肉の状況

歯及び歯肉の状況について、該当する番号にすべて○印をつける。

各歯の歯肉の状況を、A 異常なし、B 歯石あり、C 歯肉出血あり、D 歯周炎あり、の4種に分類する。

A 異常なし : B～Dの所見がすべて認められないものをいう。

B 歯石あり : 歯石の沈着が認められるものをいう。

C 歯肉出血あり：歯肉に発赤、腫脹、出血などが認められるものをいう。

D 歯周炎あり：上記に加え、根の露出、歯の動揺、排膿があり、病的な歯周ポケットの形成が疑われ、歯周炎と認められるものをいう。

また歯周炎ありの場合、治療中か否かを問診し、該当するものに○印をつける。

(10) 口腔清掃状態

口腔清掃の状態を診査し、該当する番号に○印をつける。

(11) 顎関節の異常

顎関節の異常を診査し、異常の有無に○印を記入し、異常が有る場合は、該当する症状に○印をつける。

(12) 既往歴・現病歴

疾患の有無について問診し、疾患がある場合は該当する番号に○印をつける。

様式1

京都府民歯科保健実態調査 (平成28年度調査)

口腔診査票

京 都 府

調査日：平成28年 月 日

<実施機関 (診査者) 名>

市町村	整理番号	性別	出生年月
	-	1 男 2 女	明治・大正 年 月生 (満 歳) 昭和・平成

<1>歯の状況

- ／：健全歯
- C：未処置歯
- ：処置歯
- △：喪失歯
- ⊙：欠損補綴歯

8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
1 健全歯数 (／)		2 未処置歯数 (C)		3 処置歯数 (○)		現在歯数 (1+2+3)		喪失歯数 (△)		欠損補綴歯数 (⊙)					

<2>欠損補綴の状況

該当する項目に○をつけてください

	架工義歯	部分床義歯	全部床義歯	インプラント	未補綴部あり
上顎					
下顎					

<3>歯肉の状況 (CPI)

<CPIコード>

17 または 16	11	26 または 27
47 または 46	31	36 または 37

- 0：健全
- 1：歯肉出血
- 2：歯石
- 3：ポケット4~5mm
- 4：ポケット6mm以上
- ×：診査対象外

最大 CPI コード ⇒

[視診判定] ⇒ A 異常なし B 歯石あり C 歯肉出血あり D 歯周炎あり
 [歯周炎 (CPIコード:3, 4の場合) の治療] ⇒ ア 治療中 イ 未治療

<4>口腔清掃状況

- 1 良好 2 普通 3 不良

<5>顎関節の異常

無 ・ 有 ⇒

	痛み		開口障害
	音 (クリッキング等)		だるさ

<6>既往歴・現病歴

- 1 心臓病 2 胃炎・胃潰瘍 3 糖尿病 4 脳卒中
 5 高血圧症 6 がん 7 肥満症 8 口腔乾燥症
 9 自己免疫疾患 10 メタボリック症候群 11 特になし

京都府民歯科保健実態調査
(平成28年度調査)

歯科に関するアンケート

この調査票は、満20歳以上の方をお願いしています。
下の枠の中をご記入ください。

性別	出生年月	お住まいの市町村
1 男	1 明治	市・町・村
2 女	2 大正	
	3 昭和	
	4 平成	
	年 月 生(満 歳)	

(調査のお願い)

- この調査は、皆様の歯の状態、歯科疾患の予防の状況、受診の状況等についておたずねし、歯や歯ぐきの健康づくりの推進に必要な基礎資料を得るための大切な調査ですので、御協力をお願いします。
- この調査は、京都府統計調査条例に基づく統計調査であり、お答えになった内容は統計以外の目的には使用しません。

京 都 府

////////////////////// ここから下には何も記入しないでください ////////////////////////

市町村	整理番号
	-

それぞれの質問に対してあてはまるものに○をつけてください。

問1 あなたは歯や口の中について、悩みや気になることがありますか。(複数回答可)

1 歯が痛んだり、しみたりする	2 歯がぐらつく
3 歯ぐきから血が出たり腫れたりする	4 食べ物がはさまる
5 口臭がある	6 粘るような不快感がある
7 歯周病(歯槽膿漏)のような気がする	8 歯並びやかみ合わせが気になる
9 歯がない	10 食べ物が良くかめない
11 口の中が乾きやすい	12 特になし

問2 あなたは歯や歯ぐきの健康のために、普段どのようなことをしていますか。(複数回答可)

1 定期的に歯石をとってもらう	2 食後歯を磨いている
3 口をすすいでいる	4 歯の根もとまで磨いている
5 甘いものの飲食を控えている	6 バランスのとれた食事をしている
7 よくかんで食べている	8 週に1回以上歯や歯ぐきの様子を観察している
9 喫煙をしないようにしている	10 特に何もしていない

問3 あなたはいつ歯を磨きますか。(複数回答可)

1 朝食前	2 朝食後	3 昼食後	4 夕食後	5 間食後	6 寝る前
-------	-------	-------	-------	-------	-------

問4 あなたはどのような歯間清掃用具(歯のすき間を清掃するためのもの)を使っていますか。(複数回答可)

1 デンタルフロス(糸状の清掃用具)	2 歯間ブラシ	3 使用していない
4 その他()		

問5 あなたはこの1年間に、歯科医師や歯科衛生士から正しい歯磨きについて指導を受けたことがありますか。

1 ある	2 ない
------	------

問6 あなたはどんなときに歯科医院に行きますか。(最もあてはまるもの1つに○)

1 口の中が気にならなくても定期的に受診する	2 口の中が気になったとき
3 痛みや不自由を感じたとき	4 行かない

問 13 「たばこを吸うと歯周病になりやすい」ことを知っていますか。(最もあてはまるもの1つに○)

1 知っている	2 聞いたことはある	3 知らない
---------	------------	--------

問 14 「糖尿病と歯周病の治療効果に関連性がある」ことを知っていますか。
(最もあてはまるもの1つに○)

1 知っている	2 聞いたことはある	3 知らない
---------	------------	--------

問 15 「口腔ケア（口の中を清掃すること）が誤嚥性肺炎を予防する」ことを知っていますか。
(最もあてはまるもの1つに○)

1 知っている	2 聞いたことはある	3 知らない
---------	------------	--------

問 16 今までに次のような病気があるとされたり、現在、治療をしているものがありますか。

1 心臓病	2 胃炎・胃潰瘍	3 糖尿病	4 脳卒中	5 高血圧症
6 がん	7 肥満症	8 口腔乾燥症	9 自己免疫疾患	
10 メタボリック症候群*	11 特になし	12 その他()		

*：内臓脂肪型肥満に高血糖症（糖尿病）、高血圧症、脂質異常症のうち2つ以上を合併した状態のこと。

問 17 心臓病やがん等の手術または化学療法や放射線治療を受けた時に、口腔ケア（口の中を清掃すること）を受けたことがありますか。

(1)手術または化学療法や放射線治療を	1 受けた	2 受けていない→(2)の回答不要
(2)口腔ケア（口の中の清掃）を	1 受けた	2 受けていない

「口腔ケアを 1 受けた」と答えた方におたずねします。どこで受けましたか。

1 病院と歯科医院の両方	2 病院（歯科・口腔外科）	3 歯科医院（診療所）
--------------	---------------	-------------

問 18 歯や歯ぐきのことについて健康相談や指導を受ける場合、どのような場所がよいですか。
(複数回答可)

1 保健所・市町村保健センター	2 歯科医院（病院、診療所を含む）		
3 職場	4 公民館など	5 その他()	6 受けたいと思わない

問 19 「かかりつけ歯科医」をもちますか。

1 ある	2 ない
------	------

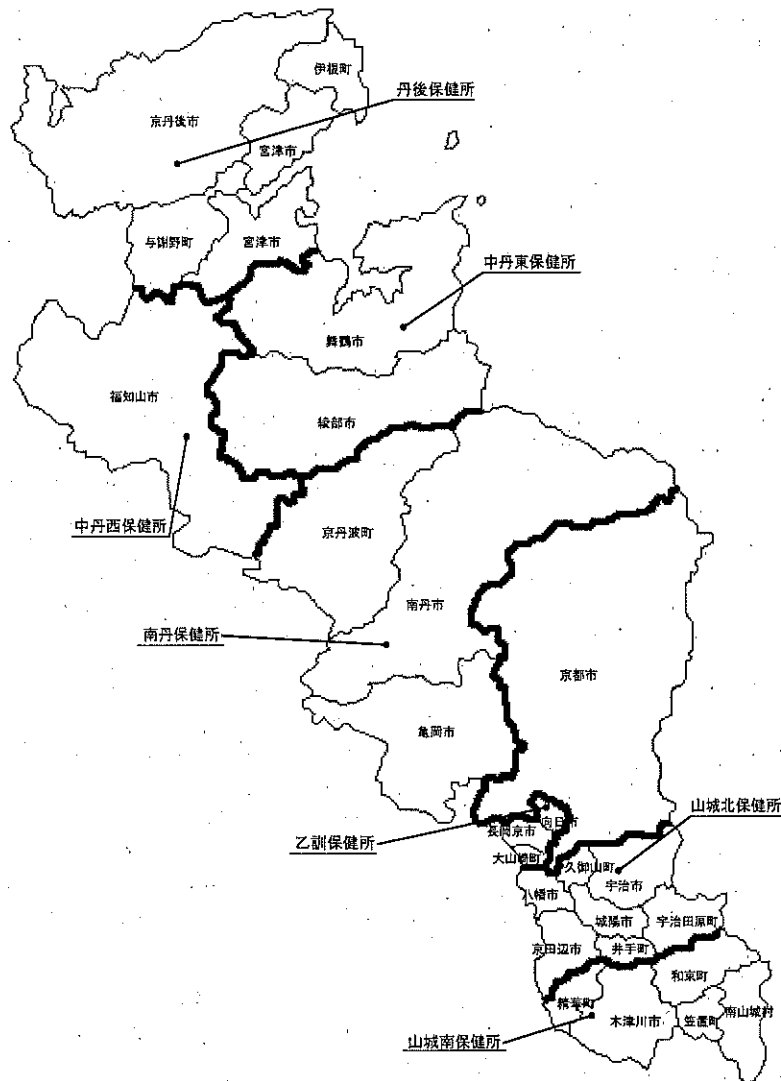
問 20 あなたは歯周病だと思いますか。

1 思う	2 思わない
------	--------

☆歯や歯ぐきの健康についてご意見等あれば、ご自由にお書き下さい。
(歯科医院への受診や歯科健診について、どのようにすれば受けやすくなると思うかなどについてもお聞かせください。)

ご協力ありがとうございました。

●保健所圏域マップ



●保健所担当課一覧

	郵便番号	所在地 電話番号	振興局
乙訓保健所保健室健康担当	617-0006	向日市上植野町馬立 8 075-933-1153 FAX 932-6910	山城
山城北保健所保健室健康支援担当	611-0021	宇治市宇治若森 7-6 0774-21-2192 FAX 24-6215	
山城南保健所保健室健康担当	619-0214	木津川市木津上戸 18-1 0774-72-0981 FAX 72-8412	
南丹保健所保健室健康支援担当	622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木 2 1 0771-62-4753 FAX 63-0609	南丹
中丹西保健所保健室健康担当	620-0055	福知山市篠尾新町 1-9 1 0773-22-6381 FAX 22-0429	中丹
中丹東保健所保健室健康支援担当	624-0906	舞鶴市字倉谷村西 1 4 9 9 0773-75-0806 FAX 76-7746	
丹後保健所保健室健康支援担当	627-8570	京丹後市峰山町字丹波中嶋 8 5 5 0772-62-4312 FAX 62-4368	丹後

平成28年度京都府民歯科保健実態調査報告書

発行 平成29年3月
編集 京都府健康福祉部健康対策課

〒602-8570

京都市上京区下立売新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-4742